⑶　Nature and quantity of the services to be required : Maintenance of port installations in Yokohama port, 1 set
⑷　Fulfillment period : By 18 March 2011
⑸　Fulfillment place : as in the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;
①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
②　have Grade A, B or C in “Service” in the Kanto・Koshinetsu district, in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year, 2010／2011／2012
⑺　Time-limit for tender : 14 : 00　27 October 2010
⑻　Contact Point for the notice : Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 5―57 Kitanakadori, Naka-ku, Yokohama-city Kanagawa-pref. 231―8436 Japan TEL 045―211―7413
⑼　Acquire the electric certtificate in case of using the Electric Bidding system
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年９月７日
支出負担行為担当官
関東地方整備局副局長　梅山　和成
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　14
○第21号
１　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　ＡＩＳ情報を活用した港湾関連手続支援システム設計・開発業務　１式（電子入札対象案件）
⑶　調達件名の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期限　平成23年３月25日
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　電子入札システムの利用　本案件は、証明書等の提出・入札を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、あらかじめ紙入札方式参加願を提出するものとする。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　平成22・23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格「役務の提供等」のＡ等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑶　関東地方整備局から指名停止を受けていないこと。
⑷　電子入札システムによる場合は電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒231―8436 横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎　関東地方整備局総務部経理調達課契約管理係　電話045―211―7413
⑵　電子入札システムのＵＲＬ及び問い合わせ先
国土交通省電子入札システム
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/
⑴の問い合わせ先と同じ
⑶　入札説明書の配付期間、場所及び方法　平成22年９月７日から平成22年10月27日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から18時00分まで、下記㋐、㋑の場所及び方法で配付する。
㋐　関東地方整備局港湾空港部ホームページ「発注情報→発注公告等→一般競争入札発注公告等（物品・その他サービス）」
ＨＰアドレス
http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/
㋑　上記によりがたい場合は次の場所で配付する。
〒231―8436 横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎　関東地方整備局総務部経理調達課　電話045―211―7413
⑷　電子入札システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限及び紙入札方式による証明書等の受領期限　平成22年10月７日16時00分
⑸　電子入札システムによる入札書及び紙入札、郵送による入札書の受領期限　平成22年10月27日14時00分
⑹　開札の日時及び場所　平成22年10月28日11時10分　横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎　関東地方整備局入札室
４　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項
㋐　電子入札システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（証明書等）とともに契約担当官等の交付する入札説明書に示す特定役務を履行できることを証明する書類を作成し、上記３⑷の受領期限までに上記３⑵に示すＵＲＬに電子入札システムを利用して提出しなければならない。
㋑　紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等とともに契約担当官等の交付する入札説明書に示す特定役務を履行できることを証明する書類を作成し、上記３⑷の受領期限までに上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。
なお、㋐、㋑いずれの場合も、開札日の前日までの間において契約担当官等から証明する書類等に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した特定役務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　詳細は入札説明書による。
⑼　「ＡＩＳ情報を活用した港湾関連手続支援システム開発補助業務」の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面関連がある者は、本案件に参加できないものとする。
５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kazushige Umeyama Vice Director-General, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Design and development of the system related to automatic identification system, 1 set
⑷　Fulfillment period : By 25 March 2011
⑸　Fulfillment place : as in the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;
①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting